

大規模展示会出展及び商談会開催事業
“日本の食品” 輸出 EXP0
岡山県ブース出展事業者 募集要項

1 目 的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、見本市や商談会の中止、延期が続く中、県内事業者は県外での商談機会が減少し、大きな打撃を受けています。本事業では県内中小事業者（食品/雑貨）の稼ぐ力を高めていくことを目的とし、大都市圏での大規模展示会への出展を支援することで、継続した販路開拓の機会を創出します。

2 実施主体

岡山県、（公財）岡山県産業振興財団

3 募集の概要

（1）“日本の食品” 輸出 EXP0」概要

- ・開催期間 令和3年11月17日（水）～19日（金）
- ・開催場所 インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1-5-102）
- ・内 容 等 日本最大の『食品輸出 専門展』海外から来場する食品バイヤー、日本の輸出商社などと商談を行う展示会です。

〔参考〕2020年開催実績（第4回：オンライン開催）

出展社218社

参加バイヤー4,020名（うち海外バイヤー2,107名）

（2）岡山県ブースの概要（予定）

- ・小 間 数 5小間
- ・募集社数 10事業者程度
- ・出展負担金 173,000円～198,000円（税込）

※負担金は参加事業者数に応じて変動します。

※会場までの交通費、宿泊費、商品搬送費及び基本什器以外の什器費用等は別途必要となります。

- ・そ の 他
 - ・事前研修を行い、出展に必要な準備を支援します。
なお、事前研修の受講は必須です。
 - ・出展期間中は1社に1名英語通訳を設置します。
 - ・出展期間中は原則として1名以上の参加が必須です。



〈2018年出展の様子〉

4 注意事項

- （1）本展示会は、事前アポイント等による商談がメインの展示会です。見本市・商談会等への参加実績や海外輸出実績がある方の出展が望ましく、期間中、担当者による現地会場での商談は必須とさせていただきます。
- （2）出展事業者には当日及び事後アンケートをご提出いただきます。

- (3) 出展事業者は、安全かつスムーズな運営のため、事務局の指示に従ってください。
- (4) 小間の配置や基本装飾等は、業種を考慮して展示会の主催者が決定します。ご了承ください。
- (5) 展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。展示会の主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
- (6) 特別なノウハウや秘密事項については、出展事業者自身で予め法的保護を行うなどの対応をお願いします。
- (7) 本展示会は、新型コロナウイルス感染拡大などの状況に応じ、展示会主催者の判断によりオンラインでの開催となる可能性があります。ご了承ください。
- (8) 出展の採択通知後に自己都合により出展を取り下げの場合は、出展負担金については返金できません。

5 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に海外への販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 県税を滞納していないこと。（出展決定の企業等には県税の完納証明書（原本）の提出をお願いします。）
- (3) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者のいずれでもないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品衛生法、J A S 法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法等及び J I S 規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 厚生労働が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。HACCP について不明な点等あれば、財団までご連絡下さい。（※2）
- (9) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (10) 前日の搬入日にブースを設置し、1 日目から最終日である 3 日目の 17:00 までブースを設け、期間中バイヤーに対する商談及び商材の説明等のため 1 人以上会場に滞在が可能であること。また最終日は撤去作業のため 18:30 頃まで滞在が可能であること。

※1 「中小企業等」とは、中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）のこと

※2 令和3年6月から原則としてすべての食品等事業者のみなさんに「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが義務づけられます。そのため、今後、支援事業の申込時にHACCPに沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」および「記録簿」等の提出を求める予定としております。

<HACCPに沿った衛生管理の制度化について（厚生労働省）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

6 応募方法

（1）提出書類

ア 出展申込書（様式1）

イ 出展商品一覧（様式2）

ウ 会社概要（企業のパンフレット可）

- ・ア、イは、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。
http://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2341.html
- ・採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する完納証明書（原本）を提出していただきます。
- ・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては返却いたしません。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

（2）提出部数

1部

（3）提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）

（4）提出方法

郵送または持参してください。

（5）応募期間

令和3年5月13日（木）から6月4日（金）17時（必着）

7 選考について

- （1）書類審査の上、出展事業者を決定します。（必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。）
- （2）審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには、応じかねますので、あらかじめご了承ください。

8 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課（藤井、槌田）
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）
電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp